

島根県新任介護職員定着支援事業補助金交付要綱

(通 則)

第1条 県の交付する新任介護職員定着支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、医療介護総合確保促進基金を財源として、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日、医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号、厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長連名通知の別紙）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第2条 この補助金は、介護サービスに従事する介護職員の確保及び資質の向上を図るとともに、安定的な事業運営を確保し、もって老人福祉の増進に資することを目的として交付する。

(補助金交付の対象)

第3条 この補助金は、島根県内において介護サービスを提供する法人及び事業者（以下「法人等」という。）を交付の対象とする。

(補助金の対象事業)

第4条 前条に規定する法人等が、介護経験の浅い資格のない職員に、介護資格を取得（介護職員初任者研修修了）させる事業とする。

(補助金の対象)

第5条 補助金の対象経費は、前条に規定する事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。なお、対象となる介護職員初任者研修は各年度の4月1日以降に開始され、当該年度内（3月31日まで）に全課程が終了するものとする。

(1) 訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回随時対応型訪問介護・看護サービスを提供する法人及び事業者の場合

介護職員初任者研修を受講する職員の賃金及び同研修受講経費

(2) 前号の場合以外の介護サービスを提供する法人及び事業者の場合

介護職員初任者研修を受講する職員の研修受講経費

2 前項第1号の賃金は、介護職員初任者研修の受講に要した時間に対して支払われた賃金とする。

(補助金の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次の各号により算出するものとする。

(1) 第3条に規定する法人等に交付する補助金の額は、前条第1項に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額に補助率 $\frac{3}{4}$ を乗じて得た額と、基準額30万円とを比較して少ない額を交付額とする。

2 前項の規定により算定した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 7 条 この補助金の交付申請は、別紙様式第 1 による交付申請書に関係書類を添付して、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(変更等の申請)

第 8 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第 2 による変更交付申請書に関係書類を添付して、別に定める日までに提出しなければならない。

(交付の条件)

第 9 条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除き、事業を中止し、又は廃止した場合には、交付した補助金の一部、又は全部の返還を求める場合がある。
- (4) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第 3 により速やかに知事に報告しなければならない。
なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の一部又は全部を県に納付させることがある。
- (5) 事業に係る収入及び支出が判る証拠書類を補助対象事業の完了の日（事業を中止し、又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(交付決定の通知)

第 10 条 知事は、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、別紙様式第 4（変更交付決定の場合にあっては、別紙様式第 5）により交付決定の通知を行うものとする。

(事業実績報告)

第 11 条 法人等は、事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して 1 ヶ月を経過した日、又は交付決定を受けた翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、別紙様式第 6 による報告書に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 条 知事は、補助金の額の確定をしたときは、申請者に対して別紙様式第 7 により確定の通知を行うものとする。この場合において、既に確定額を超える補助金が交付さ

れているときは、その超える部分について、別途指定する日までに県に返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

1. この要綱は、公布の日から施行する。
2. ただし、平成26年度においては、平成26年4月1日以降に養成講座を受講した者から対象とする。

附 則

1. この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成30年7月25日から施行する。
2. ただし、平成30年度においては、平成30年4月1日以降に養成講座を受講した者から対象とする。

附 則

1. この要綱は、令和元年8月30日から施行する。
2. ただし、平成31年度においては、平成31年4月1日以降に養成講座を受講した者から対象とする。

附 則

1. この要綱は、令和2年8月26日から施行する。
2. ただし、令和2年度においては、令和2年4月1日以降に養成講座を受講した者から対象とする。

附 則

この要綱は、令和3年9月8日から施行する。

附 則

1. この要綱は、令和7年10月29日から施行する。
2. ただし、令和7年度においては、令和7年4月1日以降に養成講座を受講した者から対象とする。